

横浜市立東山田中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定（令和 4 年 4 月 1 日改定）

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、東山田中学校のすべての生徒が安心して、豊かに学校生活がおくることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1. いじめ防止等のための学校の考え方

(1) いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、地域社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見することで、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導専任、主幹教諭等

※必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・ 定期的な開催（毎月火曜日 1 校時）

※いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成、保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

ア. 未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

イ. 早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談、通報の窓口の設置

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

ウ. 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し (PDCA サイクルの実行を含む)

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる環境作りの推進 (具体的には「わかる授業づくり」、教師による「居場所づくり」、生徒相互で「絆づくり」を進め、生徒一人一人に「自己有用感」を与える取組)
- ・生徒会を中心としたいじめ防止のための取組
- ・YP アセスメントの活用
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・生活アンケートの実施と教育相談

(2) いじめの早期発見

生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有する。生徒の生活を把握するために定期的にアンケートや個人面談を行い、相談ができる体制をつくる。また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように啓発活動を行う。いじめを見抜くための教職員対象の研修会を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり (情報共有の推進)、定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進、保護者や地域や関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

生徒がいじめを受けている疑いがあるとおもわれる段階で、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。(その際、特定の職員で抱え込まずに、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応します)その結果を、教育委員会に報告する。

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導、支援、保護者の協力ならびに警察署等関係機関との連携

(4)いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

《いじめの解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ③本人・保護者に②を面談等により確認する

《いじめの解消に至るまでの具体的支援等》

- ①保護者に事実関係を伝え、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明する
- ②いじめを受けた生徒とその保護者に対する相談活動やいじめを行った生徒とその保護者に対する助言を行う
- ③事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

(5)教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為*行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める児童生徒理解研修の推進や、法の確実な運用を行うための研修等を行う。（「いじめ」根絶!横浜メソッドの利用等）

(6)学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。また、いじめ問題に特化した会議「いじめをしないさせない許さないプロジェクトチーム」（学校運営協議会委員 {保護者代表、地域代表を含む）、SC、SSW 等）と連携し重大ないじめ問題について検討する。

(7)年間計画

月	活動内容
4	生徒理解研修① 授業参観 教育相談 生活アンケート
5	教育相談 生活アンケート 生徒理解研修② 宿泊行事 PTA 総会 生徒総会
6	学校家庭地域連携事業総会 体育祭 YP アセスメント
7	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） 個人面談
8	生徒理解研修③
9	教育相談 生活アンケート 授業参観 東P フェスタ
10	3年個人面談 東龍祭 YP アセスメント
11	人権研修会（職員）
12	個人面談 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート） 人権週間 いじめ防止月間の取組
1	生活アンケート 教育相談
2	学校家庭地域連携事業総会
3	年間の振り返り 新年度への引き継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。